

周南市中学校部活動の地域移行に係る方針（骨子案）

R5.3.13

1 はじめに

→部活動の地域移行が叫ばれるようになった背景（国や県の動き）

2 部活動の意義や課題

→周南市の現状や課題等

3 地域文化・スポーツ活動の在り方について

4 周南市がめざす姿

5 地域移行に係る方向性

●参加者

（ご意見等）

- ・市内中学生
- ・多様な世代とともに活動
- ・活動に参加しない生徒について
- ・学生のスポーツ離れは防ぎたい

●地域移行の方法及び開始時期

（ご意見等）

- ・令和 8 年度からの地域移行をめざす
- ・平日と休日を一体とした地域移行
- ・学校部活動の移行期間を令和 6 年度からの 2 年間、もしくは令和 8 年度からの 2 年間設けてもらいたい。
- ・令和 6 年度から中学校に入学する生徒たちの部活動の状況について
- ・令和 5 年度からでも活動できる団体もすでにある
- ・体制を整えば、その都度移行を開始したらよい
- ・活動の場の整備が遅れると移行開始ができなくなるため、できるだけ早期にアプローチが必要
- ・令和 6 年度中には活動の場と活動内容を確定しておかないと、令和 7 年度に学生や保護者に案内ができない
- ・市としての進め方などを早期に、地域ごと、団体ごとに説明が必要

●地域団体等の確保

（ご意見等）

- ・受け皿となり得る各種団体等の理解促進

- ・各種団体へ受入れに関するアンケート調査の実施
- ・生徒の様々なニーズに応じた多様な文化芸術・スポーツ団体等の把握、確保
- ・すでに中学生を受け入れているスポ少あり（空手、レスリング、剣道、合気道、アイスホッケー、硬式テニス等）
- ・学生の活動にあわせた新たな団体の立ち上げも必要では
- ・既存団体の現在の活動時間と生徒の活動時間のすり合わせ
- ・競技志向、レク志向など、必要な活動団体の数の把握
- ・周南緑地に新設される屋内プールを活用した受け入れ
- ・市内民間スイミングクラブは受け入れを前向きに検討
- ・吹奏楽部の活動について（場所、楽器管理、楽器保管場所、維持管理等）
- ・各学校で実施している競技種目と、アンケート調査で新たな種目等があれば、それをプラスし、市内に競技ごとの拠点を設けて活動できるようにしたい
- ・市内の各種団体の取りまとめや、参加希望者の申込、参加費、施設利用等の申込等のとりまとめを行う事務局の設立の必要性。
- ・地域移行に向けた仕組みづくりを進める上で、市として財源を確保する必要性
- ・新たに組織作りをするのなら、運営主体となる団体の募集や市による委託等が必要ではないか。
- ・活動時に生じる事故やケガなどの責任の所在の明確化
- ・高校に設置されている運動部、文化部において、中学生がともに活動を行うことへの可能性ゼロではない
- ・文化団体として活動していない団体（個人ピアノ教室等）の把握をどうするか
- ・児童生徒のニーズに対して活動拠点の検討を図りたい
- ・大学でのスポーツスクール
- ・高専や大学の学生に地域に入ってもらい三世代交流の柱となる活動の場づくり
- ・市内中学校サッカー部顧問等有志による、中学生対象のスクールや市内野球部顧問等有志による「周南クラブ」あり
- ・運動機会の確保について前向きに検討したい
- ・ACTアカデミーをベースに検討（R5から中体連大会への参加）
- ・大学による活動の場の確保、オープンカレッジ、出前講座の活用
- ・必要な団体候補リストの作成
- ・周南市吹奏楽倶楽部、ニューシティウインズ、徳山吹奏楽団、しんなんよう吹奏楽団、下松市吹奏楽団、周南市民オーケストラ、その他楽器店など。

●指導者について

（ご意見等）

- ・部活動指導員や、地域部活動指導者、外部指導者等の継続任用
- ・スポーツ関係団体との連携による確保
- ・大学生や高校生、保護者等への依頼

- ・ UNIVAS のシステムの活用
- ・ ICT 活用による遠隔指導体制の構築
- ・ 一般社員の兼職兼業について（企業への働きかけ必要）
- ・ 指導者をどのように確保するのか。
- ・ 指導者の資格の有無について（簡易な講習会の実施）
- ・ カリキュラムの一環としての大学生の遠方の学校への指導者派遣
- ・ 指導者の研修機会、研修内容の設定等
- ・ ハンドボール現役引退後、指導者としての支援の可能性あり
- ・ 指導者の任期や指名など
- ・ 指導者への対価（市の予算確保も必要では）
- ・ 指導者の暴言やハラスメント等を防ぐ仕組みづくり
- ・ 指導者等の人材バンクの検討
- ・ ハローワーク等の求人活用
- ・ YMキャリア＝ニーズがあるところに人材の派遣を行う仕組みの活用

●教職員等の兼職兼業

（ご意見等）

- ・ 教員の兼職兼業を認める条件を整理しておくべき。
- ・ 兼職兼業の教員の 1 時間の報酬単価が、種目や団体により異なるべきではない。報酬単価の基準を設けるべき。

●活動内容について

（ご意見等）

- ・ 競技志向、レクリエーション志向、体づくりなどの多様な活動内容の設定
- ・ 複数の活動内容に取り組むことが可能な環境づくり

●適切な活動時間・休養日等の設定

（ご意見等）

- ・ 生徒の健康安全を第一に、ガイドラインを策定し活動時間等の設定について、これまでの経緯を踏まえ考慮が必要。
- ・ 活動時間をどの程度設定すべきか。
- ・ 国のガイドラインに準じた設定

●中山間地域及び都市周辺地域の活動機会の確保

（ご意見等）

- ・ 周南西部、熊毛地域、周南北部地域の子どもたちの活動について
- ・ 周辺部、中山間部の生徒の活動の機会の確保
- ・ 中央にあるスポーツ団体も、サブ組織のような形で周辺地域でもできるような

活動組織をつくっていただくと、地域間格差が減るのでは。

●活動施設

(ご意見等)

- ・学校施設の活用（市内小学校27校、中学校13校、）
- ・民間スポーツクラブ、周南緑地等の社会体育施設
- ・文化会館の稼働率80% 現状では新規受け入れが難しい
- ・学校施設活用の際に付随する、自転車置き場、げた箱、更衣室などの整備の必要性？
- ・ピアノがある市民センターの数、音を出してもよいのかなど、施設の詳細が分かるリストの必要性
- ・校舎内の音楽室等の利用を考えた際のセキュリティの必要性
- ・学校部活動を行っている時期の活動施設の確保
- ・高等学校や高専を活動施設として提供は可能性あり
- ・施設借用に関する予約や費用面

●大会について

(ご意見等)

- ・令和5年度から地域のクラブ活動も参加可となった
- ・運営主体や組織の在り方はどうなるのか（今までは教員が組織を動かしていたが）
- ・今までのスケジュールで大会を運営できるか（参加チーム数の増加）

●活動費用について

(ご意見等)

- ・保護者の負担が増えるのでは（参加費や送迎など）
- ・生徒の練習場所への移動方法や費用（スクールバスの活用）

●保護者や児童生徒への周知

(ご意見等)

●保険について

(ご意見等)